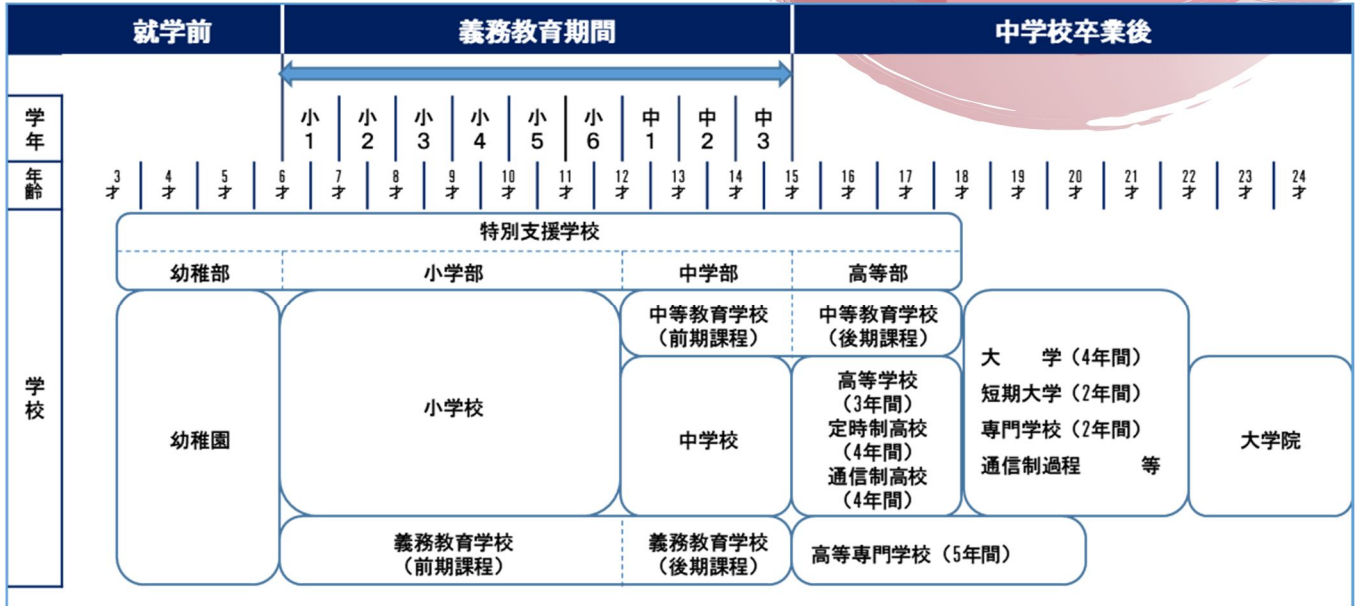


1. 日本の学校教育について

(1) 学校教育制度

日本の学校系統図



就学前教育について

- 満3歳から小学校就学までの幼児を対象とし、幼稚園で行われています。

小学校入学前の子どもを対象としたプレスクールの有無については、市町教育委員会等へお問い合わせください。(プレスクールとは、外国につながる子どもたちが小学校に入学する前に、日本の学校文化や勉強について知り、準備をする教室のことです。)

義務教育期間

- 小学校は、満6歳を過ぎた最初の4月から入学することができ、6年間の教育を受けます。
- 中学校は、小学校を卒業すると入学することができ、3年間の教育を受けます。
- 小学校6年間と中学校3年間の合計9年間は、義務教育期間です。

中学校卒業後

- 中学校を卒業後の進路は、お子さんとよく話し合って決めてください。
- 高等学校以上の学校で勉強したい人は、入学試験を受ける必要があります。

(2) 教育内容

教育課程(カリキュラム、学習内容)

学校でどのようなことを学ぶかは、文部科学省が定めた学習指導要領に従って各学校が決めています。なお、授業は通常、日本語で行われます。

教科書について

学習に使用する教科書は、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校の小学部及び中学部の児童生徒に対して、新学年になるたびに国から無償で一人一人に給与されます。

なお、高等学校、中等教育学校(後期課程)については、国から無償給与はされません。

学校で使用する補助教材などは、購入費用を支払わなければなりません。



就学パンフレット

【日本語】

学習する内容

小学校

1年生
2年生

- ・国語
- ・算数
- ・生活
- ・音楽
- ・図画工作
- ・体育
- ・特別の教科 道徳
- ・特別活動

3年生
4年生

- ・国語
- ・社会
- ・算数
- ・理科
- ・音楽
- ・図画工作
- ・体育
- ・特別の教科 道徳
- ・外国語活動（英語活動）
- ・総合的な学習の時間
- ・特別活動

5年生
6年生

- ・国語
- ・社会
- ・算数
- ・理科
- ・音楽
- ・図画工作
- ・家庭
- ・体育
- ・外国語（英語）
- ・特別の教科 道徳
- ・総合的な学習の時間
- ・特別活動

中学校

1年生
2年生
3年生

- ・国語
- ・社会
- ・数学
- ・理科
- ・音楽
- ・美術
- ・保健体育
- ・技術・家庭
- ・外国語（英語）
- ・特別の教科 道徳
- ・総合的な学習の時間
- ・特別活動

高等学校

- ・国語
- ・地理歴史
- ・公民
- ・数学
- ・理科
- ・保健体育
- ・芸術
- ・外国語
- ・情報
- ・家庭
- ・総合的な探究の時間
- ・特別活動

さらに高度な学習を行うために専攻科を置く高等学校もあります。

特別支援学校

特別支援学校では、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障がいによる学習上または生活上の困難を改善・克服するための「自立活動」という特別の指導領域があります。また、子どもの障がいの状態等に応じた弾力的な教育課程が編成できるようになっています。

就学援助について

公立の小学校、中学校、特別支援学校（小学部・中学部）、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）の授業料は無償です。

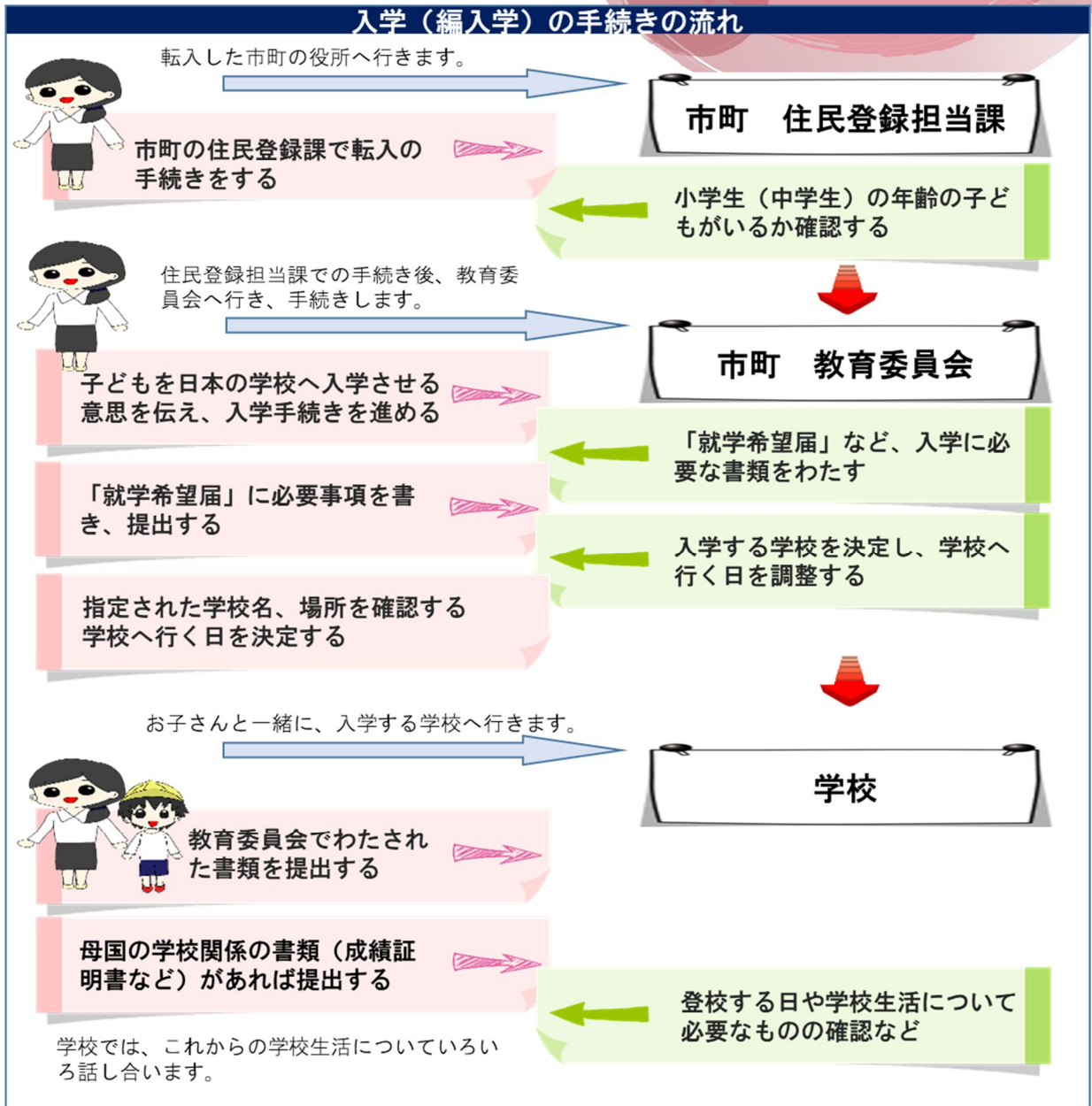
経済的理由により、公立の小学校、中学校への就学が困難であると市町教育委員会から認められた場合、学用品の購入費や学校給食費等必要な援助が受けられます。

詳しくは、お住まいの市町教育委員会にお問い合わせください。



2. 就学手続きについて

(1) 小学校・中学校



学校では、今後の学校生活を有意義なものにするために、次のようなことについて、保護者と話し合います。

子どもに関すること（例）

子どもの名前（表記・呼名）	性別	生年月日	国籍
来日年月日	滞在期間	滞在予定	母国での学習歴
母国での学年（就学年数）	日本語の能力		
健康の状況（病歴 アレルギーなど）登下校の方法			
学校で配慮してもらいたいこと			

家庭に関すること（例）

家族構成（名前）	現住所	連絡先及び方法（緊急時の連絡先 勤務先	
など）	家族の日本語の能力	通訳の必要性	
子どもへの教育に対する考え方	学校への要望や子どもの将来の進路希望		



就学パンフレット

【日本語】

(2) 国内転学の手続き

日本国内での転居等により、就学すべき学校が変わる場合があります。その場合は次のような手続きが必要です。



日本の市区町村教育委員会や学校は、他の市区町村と連携して転学の手続きを行っています。転学する場合は、必ず事前に、学校又は市区町村教育委員会に相談してください。

帰国等の場合

帰国等により出国する場合には、必ず事前に、学校又は市区町村教育委員会に相談してください。



3. 学校生活について（小学校・中学校）

（1）学校の1日

授業時間数は、曜日や学年によって異なります。土曜日、日曜日は原則休みです。

土曜日、日曜日に運動会や授業参観などの学校行事が実施された場合、代わりに平日に休みが設定されることがあります。

（例）

朝の会	・ 健康観察をしたり、担任の先生が連絡をしたりします。
1時間目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1時限は、一般に小学校は45分 中学校は50分です。 ・ 小学校では、担任の先生が中心になって、ほとんどの教科を指導します。 ・ 中学校では、教科ごとに先生が替わります。
2時間目	
3時間目	
4時間目	<p>多くの小学校及び中学校は、学校教育活動の一環として学校給食を実施しています。学校給食では、児童生徒が配膳や後片付けをすることが一般的です。</p> <p>給食費は、保護者が負担することになっています。</p> <p>※ 健康上、あるいは宗教上の理由により食べることができない食材等がある場合は、学校に相談してください。</p>
給食	
5時間目	・ 午後からも学習をします。学年や曜日によって、日課は変わります。
6時間目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本の学校では、自分たちの使う教室や校庭などを分担して、児童生徒が清掃します。
清掃活動	
帰りの会	・ 一日の振り返りや明日の予定の確認などをします。

○ 部活動

中学校や高等学校では、授業を終えた後に、運動や文化的な活動を行うことができます。

（2）学校の1年

日本の学校は毎年4月に始まり、3月に終わります。

多くの学校は、1年間で2つの学期（前後期制）か3つの学期（3学期制）に分けています。

すべての学年で行う学校の行事

● 授業参観・学級懇談会

保護者が学校へ行き、授業の様子や児童生徒の学校生活の様子をみます。また、学校や家庭生活について、保護者と学級担任が情報交換をします。

● 運動会・体育大会

短距離走やリレー、ダンスなどをしたり、学級の友だちを応援したりしながら、運動に親しむ行事です。

● 文化祭

児童生徒が製作した作品やレポートなどの展示や、児童生徒が楽器の演奏や合唱、演劇等の発表をしたり、それらを鑑賞したりする会です。



就学パンフレット

【日本語】

1つの学年で行う学校の行事

- 修学旅行
主に最高学年において、宿泊を伴う学習のための旅行をします。
- 遠足・校外学習
校外に出かけ、体験活動や見学をします。
- 中学生職場体験学習
主に中学2年生で実施します。
学校を離れて地域社会（商店・事務所等）の中で、様々な体験活動を行います。

各学期の主な学校行事は次のとおりです。

学校行事の名称や内容、時期などは、地域や学校により異なります。

(例)

4月	1学期	前期	○ 入学式（4月） 入学する児童生徒の入学を祝う行事です。 1年生の児童生徒の保護者も出席します。
5月			○ 始業式（4月） 学期の始まりの式です。2学期（9月）、3学期（1月）にもあります。
6月			○ 身体測定・定期健康診断（4～6月） 児童生徒の身長、体重などを測定します。視力などの検査も行います。 医師による健康診断も行います。
7月			○ 終業式（7月） 学期の終わりの式です。2学期（12月）にもあります。
8月	2学期	後期	○ 夏休み（7月末～8月末） 約30～40日間の休みです（地域によって日数が違います）。
9月			○ 始業式（9月）
10月			○ 運動会・体育大会（9月）
11月			○ 文化祭（11月）
12月			○ 終業式（12月）
12月			○ 冬休み（12月末～1月初め） 約2週間の休みです（地域によって日数が違います）。
1月			○ 始業式（1月）
1月			○ 卒業式（3月） 最上級生の学校の卒業を祝う行事です。
2月	3学期		○ 修了式（3月） 第3学期の終業式であるとともに、1年の締めくくりの式です。
3月			○ 春休み（3月末～4月初め） この休みが終わると、進級または進学します。

(3) きまり・規則

- 多くの学校では、マニキュアをしたり、ピアス等のアクセサリーを付けたりして登校することを禁止しています。また、学校へおやつを持ってきたり、食べたりすることはできません。
- 日本の社会や学校では、時間を守ることをとても大切にしています。
- 日本の学校では、自分たちの使う教室や校庭などを分担して、児童生徒が清掃します。



（４）評価

児童生徒の成績や学校生活の様子については、学期末の通知表などにより学校から家庭に伝えられます。

（５）健康と安全

保健室

児童生徒が病気になったり、けがをしたりしたときなどは、保健室で救急処置をし、必要により病院や家庭に連絡をします。また、保健室では健康管理や保健指導、健康相談なども行います。

定期健康診断

児童生徒の健康状態を把握するために、法律の定めるところにより、定期的に健康診断を行います。その結果に基づいて、治療勧告や保健指導を実施します。

（６）学校と家庭の連携

学校には、「PTA」という保護者と先生の会があり、協力しあって教育が円滑に進むよう支援する活動をしています。

保護者と先生が協力して、「親子参加による体験教室」や「登下校時の安全指導」などの活動を行います。

（７）学校でかかる費用

公立の小中学校では、授業料・教科書代はかかりません。しかし、別に次のような費用がかかります。

必要な費用の例

- 学年費 : 子どもの教材費など
- 給食費 : 子どもたちが食べる給食の代金
- 積立費 : 修学旅行や遠足などの費用を積み立てるためのお金
- PTA会費 : 学校の先生や保護者が中心となって活動する費用

（８）知っておいてほしいこと

欠席・遅刻・早退の連絡

- 学校を休む時や遅刻する時は、必ず担任の先生に連絡します。
- 続けて休む場合でも、毎日、必ず担任の先生に連絡します。
- 病院に行くなどの特別な用事で、学校から早く帰らせたい時は、必ず担任の先生に連絡します。

出席停止

- 学校保健法に定められた伝染病である場合、出席停止となります。医師から診断を受けたら、すぐに学校へ連絡してください。

学校へ行くとき

- 多くの小学校では、子どもの安全のため、同じ地区の子どもたちが一緒に、決められた道を通って学校へ行きます。



4 . 教育相談について

(1) 学校の教育相談

日本の学校では、保護者と学校の先生が子どものことを話し合う教育相談の機会があります。子どもの学校生活上の問題、例えば、いじめ、不登校、進学悩みなどは、この機会を利用するとよいでしょう。必要な場合は、通訳などを介して相談することもできます。

家庭訪問

担任の先生が子どもの家庭を訪問します。学校や家庭での子どもの様子について保護者と話し合います。実施しない学校もあります。

保護者会

保護者が学校に行き、校長先生の話や担任の先生と話し合いをしたりします。個人的な相談というよりは、学校の子どもたち全体に関わる問題について話し合うことが中心となります。

個人面談

通常は、子ども自身や子どもの保護者と担任の先生との間で行われる話し合いや相談のことをいいます。個人的な悩みや問題を相談する上で、最もよい機会となります。個人面談は、定められた日時に行いますが、担任の先生から事前に通知されます。

(2) 学校以外の教育相談機関

外国人専用相談窓口

- ポルトガル語による教育専門窓口

設置場所 三重県教育委員会小中学校教育課

電話による教育相談

電話：059-224-3150

月曜日から金曜日まで（祝日を除く） 9:00～14:00

- 「みえ外国人相談サポートセンター」（みえこ「MieCo」）

設置場所 公益財団法人三重県国際交流財団

在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て・子どもの教育等の生活に係る相談を対面又は電話にて受け付け、適切な情報提供を行うとともに、必要に応じて関係機関への取次ぎを多言語で行う相談窓口

電話：080-3300-8077

月曜日から金曜日まで（祝日を除く） 9:00～17:00

市町の役所の中には、教育相談も含めた一般相談の外国人専用窓口があるところもあり、母語で相談することができる場合があります。

発行 令和2年
三重県教育委員会
小中学校教育課
059-224-2963

